

就業履歴データ登録標準 API 連携共同利用契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と一般財団法人 建設業振興基金（以下「乙」という。）及び富士フィルムイメージングシステムズ株式会社（以下「丙」という。）とは、乙丙間における契約に基づき丙が構築し、乙が運営主体者である「建設キャリアアップシステム 就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム認定審査受付サイト

URL : <https://www.auth.ccus.jp/>（以下「本件サイト」という。）より甲が申請する認定 API システムについて、乙が認定し（以下「本認定」という。）決定したことに基づき、●年●月●日付けで「建設キャリアアップシステム就業履歴データ登録標準 API 連携認定契約書」（以下「認定契約」という。）を締結しているところ、認定契約に基づくデータ連携として、乙が甲の運営する API 連携認定システムに情報提供を行う際の方法、提供された情報の取扱い等を定め、もって「建設キャリアアップシステム個人情報保護方針」に規定する個人情報の共同利用の適切かつ円滑な実施を確保するため、甲、乙、丙合意の下に、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（乙による登録情報提供の方法）

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、甲の運営する API 連携認定システムの利用事業者及び利用技能者（以下「丁」という。）が、当該 API 連携認定システム上で建設キャリアアップシステム個人情報保護方針に規定する個人情報の共同利用の範囲内で利用する目的で、当該 API 連携認定システムを介し CCUS に以下の登録情報の提供を依頼した場合に限り、当該 API 連携認定システムに登録情報の提供（以下「登録情報提供」という。）をするものとする。

- (1) 丁が事業者の場合にあっては、CCUS に登録された丁に所属する技能者の「技能者基本情報」及び丁の「事業者情報」
- (2) 丁が技能者の場合にあっては、CCUS に登録された丁の「技能者基本情報」

第 2 条（登録情報提供をするデータの項目・登録情報の取扱い）

1. 登録情報提供をするデータの項目は、別紙 1 のとおりとする。
2. API 連携認定システムにおいて登録情報を共同利用できる利用事業者は、技能者が入場し、又はした現場の元請、上位下請事業者及び技能者の所属事業者に限る。
3. 乙は、甲に対し、前条に規定する場合に限り、API 連携認定システムにおいて登録情報を取得・保存することを認める。ただし、甲は、登録情報について、CCUS から取得・保存したことが分かるようフラグを付す等により、客観的かつ容易に他の情報と識別できるようにしなければならず、また、本契約に記載した目的及び範囲以外での登録情報の利用（以下「目的外利用」という。）をすることはできない。
4. 甲は、甲の運営する API 連携認定システム上の登録情報について、目的外利用及び漏えい（丁によるものを含み、甲及びその従業者によるものに限らない。）が生じな

いよう必要な措置を講ずると共に、当該目的外利用又は漏えいを知った時は、直ちに乙に通知し、乙と協議の上、当該目的外利用又は漏えいを阻止しこれを回復するための必要な措置を速やかにとらなければならない。

5. 本契約に規定する登録情報の取扱いには、認定契約第6条第1項に規定する運用に関する基準を適用する。

第3条（本契約と認定契約の関係）

本契約の規定は認定契約の規定に優先して適用され、本契約に規定のない事項については、認定契約の規定によるものとする。

第4条（損害賠償）

CCUS から提供を受け、取得・保存した情報が、甲の責により外部へ漏洩したことにより乙が損害を受けた場合、乙は甲に対して相当因果関係の範囲内の損害賠償を請求することができる。

第5条（契約期間）

本契約は締結の日から開始し、認定契約の満了をもって終了するものとする。

第6条（契約終了後の措置）

事由の如何を問わず、本契約が終了した場合、乙は甲に対する登録情報の提供を停止し、甲は取得・保存をした登録情報を直ちに廃棄の上、その証明書を乙に提出するものとする。ただし、甲が認定契約第13条第2項各号に掲げる条件を継続して満たす場合、甲は、本契約の終了後においても、本契約第2条に規定する範囲内で、本契約終了以前に CCUS から提供を受けた登録情報を継続して保有し利用することができる。

第7条（存続条項）

いかなる事由によって本契約が終了した場合においても第4条（損害賠償）、第5条（契約終了後の措置）及び第7条（管轄裁判所）は有効に存続する。

第8条（管轄裁判所）

本契約について万一紛争を生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（協議事項）

本契約及び認定契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は甲乙丙にて協議のうえ解決するものとする。

本契約締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲：

〇〇〇〇株式会社

代表取締役

乙：東京都港区虎ノ門4丁目2番12号

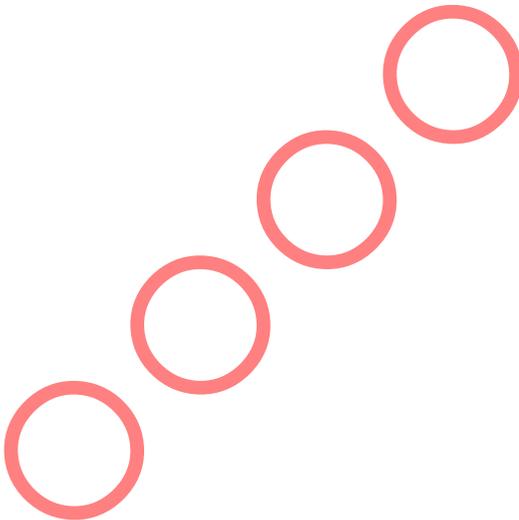
一般財団法人 建設業振興基金

理事長 谷脇 暁

丙：東京都品川区西五反田3丁目6番30号

富士フィルムイメージングシステムズ株式会社

代表取締役 松本 考司



別紙1 登録情報提供するデータ項目

技能者基本情報		事業者情報	
1	氏名	1	商号又は名称
2	性別	2	建設業許可の有無
3	生年月日	3	許可番号
4	血液型	4	法人・個人・一人親方区分
5	住所	5	法人番号
6	電話番号自宅・携帯	6	代表者名
7	FAX 番号	7	所在地住所
8	緊急連絡先氏名・続柄	8	電話番号
9	緊急連絡先住所	9	資本金
10	緊急連絡先電話番号	10	建設業以外の事業の有無
11	所属事業者名（従たる含む）	11	許可業種
12	雇用年月日	12	登録責任者名
13	健康保険加入有無/適用除外	13	健康保険加入有無/適用除外
14	健康保険種類	14	年金保険加入有無/適用除外
15	年金保険加入有無/適用除外	15	雇用保険加入有無/適用除外
16	年金保険種類	16	退職金共済加入状況
17	雇用保険加入有無/適用除外	17	建退共共済契約者番号
18	建退共加入状況	18	中退共加入有無
19	建退共被共済者番号	19	労災保険特別加入
20	中退共加入有無	20	CI-Net コード
21	労災特別加入有無	21	電子証明書の種類と番号
22	労災特別加入保険種類	22	主要取引先
23	受診健康診断種類と受診日	23	表彰
24	職種（大分類）		
25	職種（小分類）		
26	有効期限		
27	保有資格		
28	技能ランク（レベル）		
29	研修受講履歴		
30	表彰等		
31	国籍		
32	在留資格コード		
33	在留期間		
34	カード発行回数		